

『<sup>わ</sup>環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

|           |   | 作成年月日       | 平成24年 3月 22日  |   |      |
|-----------|---|-------------|---|---|------|
|           |   | 作成部署        | 建設交通部砂防課  |   |      |
| 事業名       | 志高地区 急傾斜地崩壊対策事業   |             | 地区名   | 舞鶴市志高   |      |
| 概算事業費     | 5億円   |             | 事業期間  | 平成24年度～平成30年度   |      |
| 事業概要      | 擁壁工、法面工   |             |   |   |      |
| 目指すべき環境像  | 志高地区は、一級河川由良川左岸に位置する自然環境豊かな集落である。しかし、人家裏斜面が土砂災害警戒区域等に指定されているため、自然環境に配慮しつつも土砂災害から人命を守る対策が必要な地区である。 |             |   |   |      |
| 関連する公共事業  | 国土交通省が由良川水防事業を実施中。  |             |   |   |      |
| 評価項目      |   | 施工地の環境特性と目標 |   | 環境配慮・環境創造のための措置内容   | 環境評価 |
| 主要な評価の視点  |   | 選定要否        |   |   |      |
| 地球環境・自然環境 | 地球温暖化(CO <sub>2</sub> 排出量等)   |             | 当該箇所は平成16年台風23号により斜面小崩壊が発生している。また、周辺にも崩壊が懸念される斜面が連続する。このため、斜面崩壊防止工事を実施し、山地斜面を含む現地地形と植生を保全する必要がある。                         | 斜面崩壊に対して、土砂移動の抑止および植生の回復を図るとともに、周辺の自然環境を保全する。施工にあたっては、土砂災害を防止する目的に沿い、極力大きな地形の改変を行わないよう配慮し、地質に応じた工法を検討する。        |      |
|           | 地形・地質   | ○           |   |   | 4    |
|           | 物質循環(土砂移動)  | ○           |   |   | 4    |
|           | 野生生物・絶滅危惧種  |             |   |   |      |
|           | 生態系   | ○           |   |   | 4    |
| その他       |   |             |   |   |      |
| 生活環境      | ユニバーサルデザイン  |             | 当該箇所は、斜面崩壊防止工事が必要な斜面と保全人家が非常に近接しているため、施工時における騒音・振動に留意する必要がある。また、土砂掘削時・斜面削孔時における粉じん等の処置が必要である。さらに、工事による建設発生土を極力リサイクル必要がある。 | 工事实施中は、低騒音・低振動機械を使用することを原則とする。<br>粉じん対策として、散水する・防塵シートを配置する等、日常の生活に支障が無いよう配慮する。<br>また、他工事との工程調整により建設発生土の再利用に努める。 |      |
|           | 水環境・水循環   |             |   |   | 3    |
|           | 大気環境  |             |   |   | 3    |
|           | 土壌・地盤環境   |             |   |   |      |
|           | 騒音・振動   | ○           |   |   |      |
|           | 廃棄物・リサイクル   | ○           |   |   |      |
|           | 化学物質・粉じん等   |             |   |   |      |
|           | 電磁波・電波・日照   |             |   |   |      |
| その他       |   |             |   |   |      |
| 地域個性・文化環境 | 景観  | ○           | 当該箇所は、山地・河川に近接し、豊かな自然環境に恵まれた地域である。特に由良川を含む遠景にすぐれるため、景観に配慮する必要がある。<br>また、本事業は負担金を徴収し、人家を保全する工事をするため、住民との協働が不可欠である。         | 地山の改変を極力減じる工法を検討し、緑化工には郷土種を混合するなど、速やかな植生回復を図り、由良川の景観への影響を少なくする。<br>また、地域住民には本事業の進め方、内容、時期など、十分説明し協力を求めるものとする。   | 3    |
|           | 里山の保全   |             |   |   |      |
|           | 地域の文化資産   |             |   |   |      |
|           | 伝統的行祭事  |             |   |   |      |
|           | 地域住民との協働  | ○           |   |   | 4    |
| その他       |   |             |   |   |      |
| 外部評価      |   |             |   |   |      |

(別紙)

## 構想ガイドラインチェックリストの記載要領

- 1) 「施工地の環境特性と目標」欄：評価項目の「主要な評価の視点選定の考え方」に当てはまる項目について、下記の記載要点を踏まえて施工地地の環境特性と目指すべき方向（環境目標）についての点検を行い、できるだけ具体的に（例えば絶滅危惧種の名称等）記載すること。
- 2) 「環境配慮・環境創造のための措置内容」欄：「施工地の環境特性と目標」の記載内容に対応して実施しようとする回避措置や自然再生・環境創出等の方策について記載すること。
- 3) 「環境評価」欄：評価項目ごとの環境配慮の自己評価を記載する。  
 （改善；5、やや改善；4、現状維持；3、やや悪化；2、悪化；1）

| 評価項目            | 主要な評価の視点           | 「施工地の環境特性と目標」の記載要点   |
|-----------------|--------------------|--|
|                 | 地球環境・自然環境          | 地球温暖化<br>(CO <sub>2</sub> 排出量等)  |
| 地形・地質           |                    | ・地域の自然環境の基盤となっている地形・地質の維持・保全・改善・回復などが必要。   |
| 物質循環<br>(土砂移動等) |                    | ・河川における土砂移動機能が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。  |
| 野生生物<br>・絶滅危惧種  |                    | ・京都府レッドデータブック掲載の「絶滅が危惧される野生生物」の生息地等が確認されたため、その維持・保全・改善・回復などが必要。  |
| 生態系             |                    | ・地域生態系の維持・保全・改善・回復などが必要。   |
| その他             |                    | ・その他、施工地及び周辺地域における地球環境や自然環境の特性と目指すべき方向（環境目標）   |
| 生活環境            | ユニバーサルデザイン         | ・高齢者や障がい者など社会的弱者に配慮した施設構造としていくことが必要。   |
|                 | 水環境・水循環            | ・事業前の水環境・水循環が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。   |
|                 | 大気環境               | ・事業前の大気環境が良（又は不良）であるため、その維持（又は改善）が必要。  |
|                 | 土壌・地盤環境            | ・事業前の土壌・地盤環境が良（又は不良～汚染、沈下、水脈分断など）のため、その維持（又は改善）が必要。  |
|                 | 騒音・振動              | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、騒音・振動の発生が予測されるため、発生抑制が必要。   |
|                 | 廃棄物・リサイクル          | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、建設廃棄物の大量発生が予測されるため、発生抑制、再使用、リサイクルなどが必要。                                       |
|                 | 化学物質・粉じん           | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、化学物質や粉じんによる汚染が予測されるため、汚染の防止・抑制が必要。  |
|                 | 電磁波・電波環境・日照<br>その他 | ・事業の実施又はそれによって設置される施設の供用に伴って、電磁波、電波障害、日照障害が予測されるため、障害の防止・抑制が必要。<br>・その他、施工地及び周辺地域における生活環境の特性と目指すべき方向（環境目標） |
| 地域個性・文化環境       | 景観                 | ・京都らしい自然景観や歴史的景観、都市景観が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。   |
|                 | 地域の文化資産            | ・史跡や天然記念物、歴史的に重要な遺跡、古道、伝承、家屋(群)など地域固有の文化資産が存在するため、その維持・保全・改善・回復などが必要。                                      |
|                 | 里山の保全              | ・多様な生物相や農村景観の重要な要素となっている里山が存在しているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。  |
|                 | 伝統的行祭事             | ・地域の伝統的な行祭事等が行われているため、その維持・保全・改善・回復などが必要。  |
|                 | 地域住民との協働           | ・事業の構想、設計、施工、管理などについて地域住民との協働が必要。  |
|                 | その他                | ・その他、施工地及び周辺地域における地域個性や文化環境の特性と目指すべき方向（環境目標）。  |